

第2部 講じようとする施策

講じようとする施策の体系

頁	項目	所管機関													
		多摩中央警察署	多摩稲城交通安全協会	南多摩東部建設事務所	稲城市消防本部	稲城市立病院									
第1章 道路交通環境の整備															
	1 安全安心な生活道路の構築														
23	(1) 歩道の整備			○				○	○						
23	(2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策	○	○			○						○	○		
2 幹線道路における交通安全施策の推進															
23	(1) 道路の整備			○				○	○						
24	(2) 交差点の改良	○	○					○							
3 交通安全施設等整備事業の推進															
24	(1) 横断歩道等の改良	○	○			○									
24	(2) 防護柵の整備			○		○	○	○							
24	(3) 道路照明の整備			○		○									
24	(4) 道路標識等の整備	○	○			○									
25	(5) 信号機の整備・高度化	○													
26	(6) その他の交通安全施設等の整備	○	○			○									
26	(7) 危険箇所を発見するための二次点検プロセス	○	○			○									
26	(8) 事故多発箇所等における交通安全施設の整備	○	○			○									
4 交通規制の実施															
26	(1) 交通実態に即した交通規制	○													
28	(2) 先行交通対策	○	○			○	○	○							
5 自転車利用環境の総合的整備															
28	(1) 自転車走行空間の整備	○	○			○	○	○							
28	(2) 稲城市自転車ネットワーク計画	○	○			○	○	○							
6 公共交通機関利用の促進															
29	(1) バス事業の拡充							○						○	
29	(2) 公共交通機関への転換							○						○	○
29	(3) 高齢者の公共交通機関利用支援										○				
7 その他の道路交通環境の整備															
29	(1) 街路樹等の維持、管理			○		○									
29	(2) 道路の使用及び占用の抑制	○	○			○									
30	(3) 不法占用物件等の排除	○	○			○									
第2章 交通安全意識の啓発															
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進															
31	(1) 学校等における交通安全教育	○				○						○			
32	(2) 親子における交通安全教育	○	○			○									
32	(3) 高齢者に対する交通安全教育	○				○				○			○	○	○
33	(4) 運転者に対する交通安全教育	○													
33	(5) 横断歩行者に対する交通安全教育	○													
33	(6) 自転車利用者に対する交通安全教育	○				○									
34	(7) 二輪車運転者に対する交通安全教育	○													
34	(8) 「新しい日常」に対応する交通安全教育	○													
2 地域における交通安全意識の高揚															
35	(1) 地域や家庭における交通安全教育等	○	○			○									
36	(2) 地域ぐるみの交通安全運動	○	○			○									
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化															
37	(1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	○				○									
38	(2) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等	○				○									
38	(3) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用	○				○									
38	(4) 薄暮時及び夜間の交通安全対策	○				○									
38	(5) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動	○				○									
38	(6) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底	○				○									

講じようとする施策の体系

所管機関	項目	多摩中央警察署	多摩稲城交通安全協会	南多摩東部建設事務所	稲城市消防本部	稲城市立病院	稲城市						東日本旅客鉄道株	京王電鉄株	小田急バス株	京王電鉄バス株	神奈川中央交通株
						事務局・管理課	土木課	区画整理課	市民課	市民協働課	高齢福祉課	学務課	指導課				
第3章 道路交通秩序の維持																	
1 指導取締りの強化																	
39	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	○															
39	(2) 携帯電話使用等の取締り	○															
39	(3) 二輪車対策	○															
39	(4) 自転車利用者対策	○															
39	(5) 通学路等における指導取締り	○															
39	(6) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り	○															
40	(7) 暴走族の取締り等	○															
40	(8) 整備不良車両の取締り	○															
40	(9) 過積載防止対策	○															
2 駐車秩序の確立																	
40	(1) 違法駐車取締り	○															
41	(2) 地域実態に応じた駐車規制	○															
41	(3) 荷さばき駐車需要に応じた駐車スペースの確保	○															
41	(4) 路外駐車場の整備促進	○															
41	(5) 違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動	○															
41	(6) 自動車の保管場所確保の徹底	○															
41	(7) 放置自転車対策					○							○	○			
第4章 救助・救急体制の整備																	
1 救助・救急体制の充実																	
42	(1) 救助体制の充実				○												
42	(2) 救急体制の充実				○												
42	(3) 救急医療機関との連携強化				○												
42	(4) 応急手当の普及				○												
42	(5) ドクターカーとの連携活動の強化				○												
2 救急医療体制の整備																	
43	(1) 救急医療機関の協力体制の確保					○											
43	(2) 稲城市立病院における救急体制の整備					○											
第5章 被害者の支援																	
44	1 交通事故相談業務の充実									○							
44	2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度	○															
3 自動車損害賠償責任保険等への加入促進																	
44	(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険への加入促進	○															
44	(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進					○											
45	(3) 交通災害共済制度への加入促進									○							
第6章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保																	
1 災害に強い交通施設等の整備																	
46	(1) 道路橋梁等の耐震性の強化			○		○											
46	(2) 公共交通機関												○	○	○	○	○
47	(3) 電線類の地中化の促進	○	○					○	○								
47	(4) 交通規制用装備資器材等の整備	○															
2 災害時の交通安全確保																	
47	(1) 緊急通行車両等の交通確保	○															
48	(2) 信号機の滅灯対策	○															
49	(3) 救急活動等					○											
49	(4) 災害への備えに関する広報啓発	○															

第1章 道路交通環境の整備

1 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備（視点1）

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、引き続き歩道設置や拡幅整備を進めます。

また、既設歩道については、電柱等歩行者の障害となっている占用物件の移設を進めるほか、中低木の街路樹による歩道緑化や電線共同溝等による電線類の地中化を必要に応じて推進します。

（南多摩東部建設事務所、稲城市）

(2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策

ア 生活道路における交通事故防止対策（視点1、2）

生活道路における歩行者及び自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、最高速度時速30キロメートルの区域規制等を前提としたゾーン30の整備、道路標識の超高輝度化等の整備を進めるほか、道路管理者に対してガードレール等の設置や注意喚起のためのカラー舗装の整備を要請するなど、道路利用者である歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故防止対策を推進します。

（多摩中央警察署）

イ 通学路等における児童等の安全確保に関する取組（視点1）

東京都安全安心まちづくり条例に基づく「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」（平成27年8月28日27青総安第186号）により、警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者及び地域住民が連携して実施する、安全点検や登下校時の見守り活動など、通学路等における児童等の安全を確保するための取組を促進します。

なお、学校等の管理者が通学路の設定又は変更を行うに当たっては、多摩中央警察署長から意見を聴くよう努めます。

（多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市）

2 幹線道路における交通安全施策の推進

(1) 道路の整備

ア 幹線道路の整備（視点1）

安全で円滑な都市交通の確保及び地域生活の基盤整備を図るため、沿道環境に配慮しながら、幹線道路の拡幅等の整備を進めます。

併せて、バリアフリー化した幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。

（南多摩東部建設事務所）

イ 主要生活道路の整備

地域住民の日常生活の安全確保を重視し、車と共存しながら安全で快適な生活環境の確保を図るため、主要生活道路の整備を促進します。

(稲城市)

(2) 交差点の改良 (視点1、3)

交差点は、その形状が歩行者及び車両の安全と円滑化を確保するうえで非常に重要な要素であることから、交通管理者と調整のうえ右折レーンの設置や隅切り改良などの整備を検討します。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

3 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 横断歩道等の改良

交差点等の横断歩道付近は、交通人身事故や車両の追突事故が発生する等の危険が存在することから、歩行者と車両の安全を確保するため、危険性の高い横断歩道前後の区間やその他交通事故発生箇所等について、現場を確認しながら滑り止めカラー舗装等の整備を進めます。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

(2) 防護柵の整備 (視点1)

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵を整備します。

(南多摩東部建設事務所、稲城市)

(3) 道路照明の整備

夜間の交通事故を防止するため、道路形態から危険度の高い交差点、横断歩道等に道路照明を重点的に整備します。

また、従来の道路照明では、満足な照度を得られにくい箇所については、交通の安全性・快適性を高めるため現場を確認しながら必要に応じて照明の整備を進めます。

(南多摩東部建設事務所、稲城市)

(4) 道路標識等の整備

ア わかりやすい案内標識等の整備 (視点1)

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)に基づき、案内標識の表示文字の拡大、英語併記等による、だれにでもわかりやすい道路標識の整備を進めます。

(南多摩東部建設事務所、稲城市)

イ 規制標識等の整備（視点1）

道路標識の大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。

（多摩中央警察署）

(5) 信号機の整備・高度化

ア 歩行者感应制御式信号機の整備（視点1）

高齢者や身体障害者等の歩行の安全を確保するため、歩行者用画像感知器を活用して、赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能や、青信号の時間内に渡り切れないとされる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、逆に横断歩行者がいない場合には青信号の時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する歩行者感应制御化の整備を推進します。

（多摩中央警察署）

イ ゆとりシグナルの整備（視点1）

「ゆとりシグナル（経過時間表示機能付歩行者用灯器）」は、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制を、また、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機です。

歩行速度が遅い高齢者や、児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、高齢者用施設の近傍や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に整備を行います。

（多摩中央警察署）

ウ 歩車分離式信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

（多摩中央警察署）

エ 右折感应型信号機の整備

交差点を右折する車両の需要変動を車両感知器によってリアルタイムで把握し、右折矢印信号の秒数を調整することにより、右折車両の捌け残りや無駄な右折矢印時間をなくす右折感应型信号機の整備を推進します。

（多摩中央警察署）

(6) その他の交通安全施設等の整備（視点3）

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者と調整のうえ見通しの悪い曲線道路等の改良、中央帯の設置、区画線、道路反射鏡、視線誘導標、滑り止め舗装などの交通安全施設を整備します。

（多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市）

(7) 危険箇所を発見するための二次点検プロセス

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合は、同様の交通事故の再発防止を図るため、現場点検（一次点検）を実施し、必要な安全施設の整備等の検討を行って対策を講じます。この一次点検結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある他の危険箇所を点検（二次点検）し、必要な対策を道路管理者と連携を図りながら実施します。

（多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市）

(8) 事故多発箇所等における交通安全施設の整備

交通事故が多発する箇所や事故の危険性の高い箇所について、交通安全施設の改良等を行い、交通事故防止を図ります。

ア 信号機の多現示化

交通事故の発生又はその危険性の高い地点の信号機について、交通状況に応じた右折矢印信号や右直分離式信号の設置など、信号機の多現示化を行い、交通事故防止と円滑化を図ります。

また、駅前、福祉施設、学校の周辺等において、歩行者通行の安全を確保するための歩車分離式信号への多現示化を進めます。

（多摩中央警察署）

イ 要請等に基づく交通安全施設等の整備

交通事故が多発する箇所や危険性の高い箇所など、交通安全施設等の整備が必要と認められる箇所について、多摩中央警察署の意見を踏まえ、交通事故防止等の必要な対策を行います。

（南多摩東部建設事務所、稲城市）

4 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制

ア 路線対策

市内の幹線道路や主要生活道路等の交通の安全と円滑を図るため、交通規制の見直し、信号調整等の交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に実施します。

（多摩中央警察署）

イ 生活道路（視点1）

幹線道路の交通渋滞を避けて、通過車両が生活道路などの狭い道路を通行し、児童の通学等に危険を及ぼしている箇所等においては、ゾーン30の整備、通行禁止や一時停止等必要な交通規制を実施し、ポストコーン、狭さく等の各種安全施設の整備を道路管理者に要請するなど、各種安全対策を実施します。

（多摩中央警察署）



ゾーン30の整備例



ポストコーン及びカラー舗装の設置例

ウ 高齢者対策（視点1）

高齢歩行者や高齢運転者の立場から、道路標識をより見やすくするために、大型化や超高輝度化を図るとともに、各種交通規制を見直し、高齢運転者等にも分かりやすい交通規制を実施します。

また、裏通り等においてガードレールや路側帯の整備を道路管理者に要請するなど、歩行者と車両の分離を道路管理者と一体となって推進します。

（多摩中央警察署）

エ 自転車対策（視点2）

自転車が安全に通行できる環境を確保するため、普通自転車専用通行帯の整備、歩道上における自転車の通行部分の指定などを推進します。

（多摩中央警察署）

オ 二輪車対策（視点3）

市内の幹線道路や主要生活道路等の二輪車の交通量が多い交差点等において、交差点流入部の右折車線と直進車線の間導流帯を設けるほか、右折指導線の設置や進行方向別通行区分規制等を実施します。

（多摩中央警察署）

(2) 先行交通対策

大規模な再開発や大型店舗の建設、道路、鉄道等の整備は、地域の交通流に大きな変化を及ぼす反面、交通基盤の整備改善を図る好機でもあることから、これらの開発計画を早期に把握するとともに、交通管理上必要な施策が計画に盛り込まれるよう計画立案者や事業者等とあらかじめ調整を行う等、先行交通対策を推進します。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

5 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車走行空間の整備（視点2）

自転車は、環境に優しく、健康増進に役立つ乗り物として、スポーツやレジャーにも広く活用され、また災害発生時の公共交通機関に代わる移動手段、運転免許証を返納した高齢者の自動車に代わる移動手段、感染症まん延時の密閉・密集・密接の3密を避けるための移動手段としても利用のニーズが高まっていることから、歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、市内の道路事情に応じた整備手法により自転車走行空間の整備を進めます。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

(2) 稲城市自転車ネットワーク計画（視点2）

国土交通省と警察庁の提示する「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車ネットワーク路線である「主な住宅街と鉄道駅を結ぶ自転車交通量の多い路線」、「自転車の交通事故が多く安全性の向上が必要な路線」、「観光利用の観点から自転車利用を促進する路線」、「既存の自転車通行空間と接続することで利便性が高まる路線」を選定し、自転車道、自転車専用通行帯、自転車歩行者道、自転車ナビマークの設置等により、自転車通行環境整備を推進し、自転車関与事故の削減と自転車利用者の交通安全意識の向上を図ります。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)



自転車ナビマーク



自転車歩行者道

6 公共交通機関利用の促進

(1) i バス事業の拡充（視点1）

市内における交通不便地域の解消及び稲城市役所、稲城市立病院、鉄道駅等の公共施設をつなぎ、高齢者や交通弱者の社会参加の促進を図るとともに、自家用自動車の利用から公共交通への転換による交通渋滞の緩和、さらに自動車利用を減少させることによる交通事故の減少を図り、地域社会に溶け込んだ市民の足として利用していただけるよう推進します。

（小田急バス株式会社、稲城市）

(2) 公共交通機関への転換（視点1）

i バスを含めた市内の公共交通機関に関して、市域の一体化と公共施設への更なる交通手段の充実を図るため、稲城市地域公共交通会議で市内のバス公共交通の整備について検討を行ない、自動車利用から公共交通機関への転換による交通事故の減少を図ります。

（バス事業者、稲城市）

(3) 高齢者の公共交通機関利用支援

東京都シルバーパス事業について、周知啓発や購入窓口の設置等による事業協力を継続します。また、利用者の利便性向上のため、隣接する神奈川県との駅の停留所までが利用できるなどの市独自事業も継続し、高齢者の公共交通機関の利用促進を図ります。

（稲城市）

7 その他の道路交通環境の整備

(1) 街路樹等の維持、管理

街路樹の生育不良や落枝、枯損木等による道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めます。

また、道路利用状況、沿道状況等の変化に応じた植栽、補植、補修を行い、適切な維持、管理を行います。

（南多摩東部建設事務所、稲城市）

(2) 道路の使用及び占用の抑制

道路上の工事及び作業のための道路の使用及び占用については、道路交通の安全と円滑を確保するため、必要な工事以外は抑制する方針のもと適正な許可を行うとともに、現場パトロール等を通じて、許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導を強化します。

また、道路の無秩序な掘り返し工事等による事故や交通渋滞等を未然に防止するため、施工時期の調整と施工方法等の十分な協議を行い、共同施工を促進するなど

工事の効率化や抑制を図り、工事の平準化に取り組めます。

特に渋滞等が見込まれる工事などについては、予告看板等による事前の情報提供や施工時のわかりやすい迂回路説明の徹底など、道路利用者の視点に基づいた現場の工事改善を行います。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

(3) 不法占用物件等の排除

歩行空間の確保、交通事故の防止及び都市景観の確保を図るため、多摩中央警察署と協力して道路パトロールを実施し、看板、商品、のぼり旗等の不法占用の撤去等の是正指導を行うとともに、自治会や商店会等の地域団体と協働したパトロールを実施することにより、地域一体となった道路利用の適正化を進めます。

(多摩中央警察署、南多摩東部建設事務所、稲城市)

第2章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

(1) 学校等における交通安全教育

ア 幼稚園等における交通安全教育（視点1）

幼稚園等では、交通安全のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、園外保育等における実践活動を通して、交通安全のきまりや道路における通行方法を理解させ、具体的な体験を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

併せて、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。

（多摩中央警察署）

イ 小学校における交通安全教育（視点1、2）

小学校では、安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールを理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、参加・体験型交通安全教室の充実を図っていきます。

また、小学3年生を対象に自転車運転の試験を実施し、本人に自転車運転免許証を交付することにより、手軽な乗り物である自転車にもルールやマナーがあることを理解させ、交通安全に対する意識の向上を図ります。

（多摩中央警察署、稲城市）



小学1年生による横断訓練



小学3年生による自転車運転の試験

ウ 中学校における交通安全教育（視点1）

中学校では、小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置等に関する基本的事項の理解を深めるために、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図ります。

（多摩中央警察署、稲城市）

(2) 親子における交通安全教育（視点1）

イベントを通じて、横断訓練や車両の死角体験、反射材着装の効果実験等の親子で体験できる交通安全教育を行うなど、親子が一緒に具体的な体験を通して、交通ルールやマナーを学ぶ機会を設け、家庭での交通安全意識を高めていきます。

（多摩中央警察署、多摩稲城交通安全協会、稲城市）

(3) 高齢者に対する交通安全教育

ア 老人クラブ、高齢者サークル等における交通安全教育（視点1）

- ・ 老人クラブ、高齢者サークル等の社会参加活動の場や高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及、活用の促進を図ります。
- ・ 高齢者の生活サイクルの中で利用度の高い場所（駅、医療機関・福祉施設、商業施設等）における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、一人でも多くの高齢者に対する啓発活動と反射材の普及を図ります。

（多摩中央警察署）

イ 普及啓発活動（視点1）

関係団体等と連携し、春・秋の全国交通安全運動等、各種交通安全キャンペーンを実施するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布、ラジオスポット放送、シルバーパス利用の手引きへの交通安全に関する記事の掲載等を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

（多摩中央警察署、稲城市）

ウ バス車内転倒事故防止活動（視点1）

路線バスによる車内転倒事故は、高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されます。高齢者に対し、バス車内での転倒事故を防止するため、車内事故防止キャンペーンの実施、注意喚起の車内放送、車内事故防止 DVD の放映やポスターの掲示等の取組を実施します。

（バス事業者）

(4) 運転者に対する交通安全教育

ア 地域、職域（視点4）

地域、職域等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

（多摩中央警察署）

イ 企業内（視点4）

企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を修得するため、安全運転中央研修所等における研修を奨励し、実践的な運転者教育を推進します。

（多摩中央警察署）

ウ その他（視点1）

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化等に対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応します。

（多摩中央警察署）

(5) 横断歩行者に対する交通安全教育（視点1）

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

（多摩中央警察署）

(6) 自転車利用者に対する交通安全教育（視点1、2）

- ・ 小学生に対して基本的な交通ルールの浸透を図る自転車安全教育を推進するとともに、保護者に対しても、自転車通行ルールの遵守についての広報啓発を推進します。
- ・ 自転車免許証の交付等、学習意欲を高める手法を用いた安全教室を推進します。

- ・ 子供はもとより、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具の利用を促進します。
- ・ 自転車利用者に対して、具体的な自転車が関与した事故の発生状況や特徴、自転車の交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任等の内容を中心とした教育を行うとともに、安全意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者に対して自転車実技教室への参加を積極的に求め、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身に付けさせます。
- ・ 交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止等悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。
- ・ 交通に危険を及ぼす悪質・危険な違反行為を繰り返す自転車利用者に対しては、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(多摩中央警察署、稲城市)

(7) 二輪車運転者に対する交通安全教育（視点3）

二輪車交通事故件数は、増減するも減少傾向には至っていないことから、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図るため、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施していきます。

また、二輪車交通事故死者の主損傷部位は、頭部及び胸部、腹部が高い割合を占めていることから、被害軽減対策としてライダーに対する「ヘルメットのごひもの確実な結着」、「胸部プロテクター着用」等の短期的交通安全教育を推進します。

(多摩中央警察署)

(8) 「新しい日常」に対応する交通安全教育（視点1）

交通安全教育にあたっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

(多摩中央警察署)

2 地域における交通安全意識の高揚

交通ボランティア活動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を通じて規範意識の向上とともに、地域社会の絆の強化に資することから、

- ・ 交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・ 学校、事務所、町会等との連携による若い世代の参加促進
- ・ 市との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図ります。

また、交通安全に多大な貢献をしている多摩稲城交通安全協会^{*1}や地域交通安全活動

推進委員*2の活動を活発化させ、地域における交通安全意識の高揚を図ります。

*1 多摩稲城交通安全協会

多摩稲城交通安全協会は、多摩市と稲城市で地域の交通安全に伴う各種交通安全活動を行っています。これは、交通の安全と円滑を図るため、交通法規の普及、徹底及び交通道德の高揚、その他交通安全に関する施策の推進を図ることを目的とし、稲城市では稲城第1支部・第2支部が市内において交通安全活動を実施しています。

*2 地域交通安全活動推進委員

地域における交通モラルを向上させるための運動のリーダーとして、各種交通安全広報、交通安全運動等への参加・協力活動、駐車実態の調査活動等を通じ、地域の交通安全のため活動しています。

(1) 地域や家庭における交通安全教育等

ア 地域

地域においては、自治会等を単位とした各種講習会を実施するほか、多摩稲城交通安全協会等交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

(多摩中央警察署、稲城市)

(7) 子供（視点1）

多摩稲城交通少年団BAGS（バッグス）（以下、「交通少年団」という）への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

(多摩中央警察署)

(4) 高齢者（視点1）

警察職員や高齢者交通指導員等のボランティアが、高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点等における高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

(多摩中央警察署)

(7) 自転車利用者（視点1、2）

- ・ 交通ボランティア、地域住民及び自転車安全利用PRサポーターである交通少年団等と連携し、自転車のルール・マナーの向上や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。
- ・ 関係機関・団体等と連携して自転車安全利用TOKYOキャンペーンを実施し、対象別リーフレットの配布やイベントを通じて自転車の交通ルールやマナーを普及啓発し、社会全体による自転車安全利用の取組を推進するとと

もに自転車保険を普及促進します。

- 安全利用のルールやマナーを浸透させるため、子供から高齢者まで様々な世代を対象とし、自転車シミュレータを用いた交通安全教室を学校と連携して開催するほか、民間企業との連携により大型商業施設・自転車販売店等においても開催します。
- 多摩中央警察署と協力し、街頭における「自転車ストップ作戦」や「自転車実技教室」等を通じて、傘差し運転や携帯電話使用の禁止、乗車用ヘルメットの着用等、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの周知を図ります。

(多摩中央警察署、多摩稲城交通安全協会、稲城市)

イ 家庭（視点1）

家庭においては、親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、多摩稲城交通安全協会等の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールの普及浸透を図ります。

(多摩中央警察署、多摩稲城交通安全協会)

(2) 地域ぐるみの交通安全運動

ア 「全国交通安全運動（春・秋）」、「TOKYO交通安全キャンペーン」等

(視点1、2、3)

全国交通安全運動では、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図り、「安全で快適な交通社会」の実現に資することを目的として、

- 規範意識向上を図るための効果的な交通街頭活動及び交通違反の指導取締りの徹底
- 広報啓発活動及び交通安全教育の推進
- 関係機関・団体等との連携の強化

など、管内実態に即した地域・職域ぐるみの交通安全運動を効果的に推進します。

また、全国交通安全運動（春・秋）及びTOKYO交通安全キャンペーンにおいて、関係機関等と連携して重点に沿った各種キャンペーン等を実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践等、交通安全思想の普及浸透に努めます。

(多摩中央警察署、多摩稲城交通安全協会、稲城市)

イ 「交通安全日」（視点1、2）

原則として毎月10日を「交通安全日」に指定し、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

(多摩中央警察署、多摩稲城交通安全協会、稲城市)

ウ 「暴走族追放強化期間」(視点3)

暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)が活発に活動を開始する時期に「暴走族追放強化期間」を設定し、暴走族追放気運の高揚や若者の交通安全意識の向上等を促進し、二輪車による事故防止を推進するとともに、暴走族等による不法事案の取締りを実施します。

(多摩中央警察署)

エ 「トワイライト・オン運動」等

年間を通して、車両の前照灯を日没より早めに点灯することを呼び掛ける「トワイライト・オン運動」のほか、夜間道路上の危険を早期に発見するため対向車や歩行者がいないときは、走行用前照灯(ハイビーム)を積極的に活用することや、ドライバーと歩行者が相互に安全を確認することを広く市民に働きかけます。

(多摩中央警察署)

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化(多摩中央警察署、稲城市)

広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、テレビ、新聞、ラジオ、インターネットをはじめ、視聴覚教材、看板、電光掲示板、ポスター、チラシ等の広報媒体、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、年齢層や事故状況に応じた、きめ細かく効果的な広報活動を推進します。

(1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立(視点4)

飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するため、各種メディアを活用した広報啓発を推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動*」の普及浸透に努めるなど、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を図ります。

また、飲酒運転を根絶するため、関係機関、民間団体、企業等と連携した「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」をはじめ、「全国交通安全運動(春・秋)」、「TOKYO交通安全キャンペーン」などを通じて取組を推進し、飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

* ハンドルキーパー運動

「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動」のことです。

- (2) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等（視点1）
各種キャンペーン等の機会を通じて、通学路等の周辺を通行するドライバーに対する速度抑制や子供を交通事故から守るための広報啓発を推進します。
また新入学期や全国交通安全運動等の機会を通じて、登下校児童の保護誘導と通学路を通行する車両に対する注意喚起を推進します。
- (3) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用（視点1）
各種講習会や街頭キャンペーン等の機会を利用し、後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。
- (4) 薄暮時及び夜間の交通安全対策（視点1、2）
薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、シール式反射材用品やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。
- (5) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動（視点2）
自転車用ヘルメット着用の促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用した広報啓発活動を実施し、ヘルメットの着用気運の醸成を図ります。
- (6) 移動中の携帯電話等の不使用の徹底（視点2、3）
自動車や自転車の運転中や徒歩での移動中に携帯電話等を使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転者等に対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。



登下校時の保護誘導活動

第3章 道路交通秩序の維持

1 指導取締りの強化（多摩中央警察署）

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り（視点4）

交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反等重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・幫助行為等の確実な立件に努めます。

(2) 携帯電話使用等の取締り（視点2、3）

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。

自動車や自転車の運転中の携帯電話使用等は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(3) 二輪車対策（視点3）

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反（速度超過、進路変更、割り込み等）の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者等に対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(4) 自転車利用者対策（視点2）

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対しては、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働きかけを行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習制度の適用を視野に入れ、交通切符等による取締りを実施します。

(5) 通学路等における指導取締り（視点1）

通学路等における子供の安全を確保するため、重点通学路の登下校時間帯等を勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害をはじめとする児童の安全確保のための指導取締りを推進します。

(6) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反等の指導取締りを実施します。

また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について指導を推進します。

(7) 暴走族の取締り等

- ・ 暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。
- ・ 被疑者の逮捕や使用車両の押収等を推進するとともに、暴走族等の組織解体を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。
- ・ 暴走族等の実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族等を許さない社会環境づくりに努めます。

(8) 整備不良車両の取締り

整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等により環境悪化の要因ともなっています。また、保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上で競走行為等、危険・迷惑な行為を防止するため、関係機関と連携し、指導取締りを実施していきます。

(9) 過積載防止対策

積載物重量制限違反については、交通公害（騒音、振動及び排気ガス）の要因となるほか、重大交通事故に発展する危険性が高いことから、重点的な指導取締りを実施します。また、当該違反に係る各種行政処分の適正な執行により、使用者の背後責任等を厳しく追及し、過積載運行の根絶を図ります。

2 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車取締り

ア 使用者責任の追及等

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、放置違反金制度による「滞納処分」や「車両使用制限命令」等を行い使用者の責任追及を徹底します。

(多摩中央警察署)

イ 重点的取締り

違法駐車の実態に応じ、重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化し、悪質性の高い違反に対しては、移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(多摩中央警察署)

(2) 地域実態に応じた駐車規制

荷さばき車両に配慮した駐車規制の見直しについては、適正な駐車秩序の確保の観点及び地域住民等の意見・要望等を勘案し、地域の実態に応じて推進します。

(多摩中央警察署)

(3) 荷さばき駐車需要に応じた駐車スペースの確保

商業地域等における短時間の荷さばき駐車需要に応じるため、地域の駐車実態や道路環境に即したパーキング・メーター等の貨物車枠の拡充を促進します。

(多摩中央警察署)

(4) 路外駐車場の整備促進（視点2、3）

区画整理事業や大規模小売店舗の計画を早期に把握し、二輪車を含めた適正規模の駐車場整備及び既存駐車場の有効利用について稲城市をはじめ、関係機関等への働き掛けを行います。

(多摩中央警察署)

(5) 違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動（視点3）

地域交通安全活動推進委員による積極的な活動を促進し、地域住民の違法駐車抑止気運の盛り上げを図ります。

また、稲城市、関係機関・団体等との連携を強化し、違法駐車抑止キャンペーンを実施するとともに、チラシ等の作成・配布や各種機関紙（誌）への掲載など、広報啓発を積極的に進め、違法駐車抑止を呼び掛けます。

(多摩中央警察署)

(6) 自動車の保管場所確保の徹底

自動車の保管場所証明・届出事務の適切な実施に努めるとともに、車庫代わり駐車、長時間駐車等の違反の指導取締りを推進します。

(多摩中央警察署)

(7) 放置自転車対策（視点2）

稲城市、鉄道事業者及び関係機関・団体との幅広い連携の下、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

(東日本旅客鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、稲城市)

第4章 救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の充実（稲城市消防本部）

交通事故による負傷者の救命、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に対応できるよう、救助・救急体制の整備を図ります。

特に負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場及び搬送途上における救命処置の技術の向上、高度救命用資機材の整備、バイスタンダー*による応急手当の普及を推進します。

*バイスタンダー

「その場に居合わせた人」のことです。

(1) 救助体制の充実

交通事故による要救助者を迅速・的確に救出するために必要な救助用資機材の整備と、高度な知識・技術を有する救助隊員を養成し、救助技術の向上を図ります。

(2) 救急体制の充実

交通事故による負傷者を救命するために必要な高度救命用資機材の整備と、高度な知識・技術を有する救急救命士及び救急資格者を計画的に養成するとともに、資格取得後の再教育を実施し、交通事故による負傷者の救命率向上を図ります。

(3) 救急医療機関との連携強化

負傷者が適切な医療を迅速に受けられるように、救急医療機関との連携・協力関係の更なる連携強化を図ります。

(4) 応急手当の普及

交通事故等による負傷者の救命率向上を図るためには、救急自動車が到着するまでにバイスタンダーによる適切な応急手当が重要です。

このため、市民や事業所、中学校、高等学校を対象に心肺蘇生法をはじめ、止血法や包帯法等の応急手当の普及を推進します。

(5) ドクターカーとの連携活動の強化

交通事故による重症外傷や負傷者の救出救助に時間を要する場合に、「日本医科大学多摩永山病院とのドクターカー運用に係る覚書」に基づき、ドクターカーの要請を行い、救急現場や救急搬送途上において医師と連携し、医療を開始することで負傷者の救命率向上並びに後遺障害の軽減を図ります。



地域防災訓練

2 救急医療体制の整備（稲城市立病院）

(1) 救急医療機関の協力体制の確保

救急医療機関への迅速円滑な負傷者の収容を確保するため、救急医療機関と消防機関等関係機関との緊密な協力、連携体制をとります。

(2) 稲城市立病院における救急体制の整備

ア 救急情報の的確な把握

要請から受入れ又は、他医療機関紹介までの救急医療システムを構築するため、市立病院内の救急委員会等を活用し、消防機関等関係機関との連携を進めることにより、迅速な対応の強化に努めます。

イ 救急患者に対する対応

2次救急*の患者対応をするとともに、増加する救急患者に対応するため、他医療機関との連携体制の充実を図ります。

*2次救急

「入院治療や緊急手術を必要とする」ことです。

第5章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

交通事故に伴う賠償問題は、損害額の算定、調停、訴訟手続き等の法律的な専門知識が必要です。

市では、市民の抱える問題に答えられるように、日弁連派遣弁護士による交通事故相談を実施しています。

今後も東京都交通事故相談所等の関係相談機関との連携を図り、広く相談の機会を提供します。

(稲城市)

2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を活用するほか、特にひき逃げ事件の被害者、交通死亡事故事件の遺族、交通重傷事故事件の被害者などに対しては、その要望を確認した上で、捜査の進展状況、被疑者の検挙、逮捕被疑者の処分等について適時適切な連絡を行い、必要な情報を提供することにより、被害者を支援します。

(多摩中央警察署)

3 自動車損害賠償責任保険等への加入促進

(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険への加入促進（視点3）

自動車損害賠償責任保険（共済）への加入について車検制度を活用してチェックすることができない軽二輪自動車及び原動機付自転車の加入率が未だに低いため、特にこれらの車両を対象とした街頭取締りを実施して、加入促進を図ります。

(多摩中央警察署)

(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進（視点2）

自転車事故の状況や国の動向を踏まえ、令和元年度に自転車安全利用条例を改正し、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等の加入が自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けられました。

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、改正された自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険等の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

(稲城市)

(3) 交通災害共済制度への加入促進

東京都の39市町村が共同で運営する東京都市町村民交通災害共済制度「ちょこっと共済」を実施しています。

この制度は、会員の相互扶助を目的として、会員の会費で運営されており、会員が交通事故にあったときには見舞金、交通遺児年金が支払われます。

広報紙やパンフレット配布等を通じて加入促進を図ります。

(稲城市)



稲城市ホームページから抜粋

第6章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

1 災害に強い交通施設等の整備

(1) 道路橋梁等の耐震性の強化

大震災発生時に、幹線道路、主要地方道等が被災した場合には、経済的・社会的な影響が大きいことから、被害を未然に防止するため、橋梁の耐震性の向上を図ることが重要です。

このため、国土交通省が定める「橋、高架の道路等の技術基準」に基づき、橋梁の耐震性向上対策（橋脚の耐震補強及び落橋防止構造の強化等）を継続して実施します。

(南多摩東部建設事務所、稲城市)

(2) 公共交通機関

ア バス

- ・ 車両の安全管理として、法令による定期点検整備に加え、自主的な定期点検整備を行い、安全性の向上に努めます。
- ・ 乗務員に対して、年4回以上の安全講習会を実施して事故防止に努めるとともに、車内ではマイクの活用を通じて細心の注意と優しい運転に心掛けます。
- ・ 各バス車両と営業所の運行管理者との相互連絡が可能な無線装置を装備しており、緊急時においても情報伝達が可能となっています。
- ・ 地震等の災害発生時には、お客様の安全を第一に避難誘導できるように、乗務員教育時に行動訓練を実施しています。
- ・ 停電時の給油スタンドの機能を確保します。

(バス事業者)

イ 鉄道

- ・ 鉄道交通では、安全の確保を図るため、運行管理システムを活用し、安全運行に努めるだけでなく、車両、軌道、電車線、通信ケーブル、トンネル、橋梁など鉄道施設の点検を定期的に行います。

(鉄道事業者)

- ・ ホームからの転落を防ぐ対策のほか、列車衝突や火災、脱線等の重大事故の発生を防ぐ各種安全対策に取り組みます。

(鉄道事業者)

- ・ 地震等の災害発生への対応をとりまとめたマニュアルを整備し、車両の脱線等の復旧訓練のほか、お客様を迅速に誘導するための訓練、災害対策本部の設置や外部との情報交換をより早く正確に行うための情報伝達訓練等の各種訓練において、マニュアルどおり行動できているかを確認します。また、実際に発生した災害時の状況を基に、マニュアルの見直しを適宜検討します。

(京王電鉄株式会社)

(3) 電線類の地中化の促進

ア 電線類の地中化

道路の景観の向上を図るとともに、歩行者・自転車等の通行の安全確保や災害時の避難救助活動の円滑化など、都市の安全と魅力ある都市景観のため、電線共同溝等により、電線類の地中化を進めます。

(南多摩東部建設事務所、稲城市)

イ 信号用ケーブルの地下線化

信号線の地中化により、災害発生時にも信号施設の倒壊を最小限に抑えけるとともに、電線類の被災を軽減させることで、復旧活動の基本となる歩行者・自転車等の通行の安全確保、災害時の避難救助活動の円滑を確保します。

(多摩中央警察署)

(4) 交通規制用装備資器材等の整備

大震災発生時において、市内の交通の混乱を防止し、緊急自動車専用路等を確保するため、交通規制用装備資器材の充実を図ります。

(多摩中央警察署)

2 災害時の交通安全確保

(1) 緊急通行車両等の交通確保

ア 第一次交通規制の実施

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行禁止、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行抑制及び緊急自動車専用路*1(7路線)を指定して通行禁止規制を実施し、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保します。

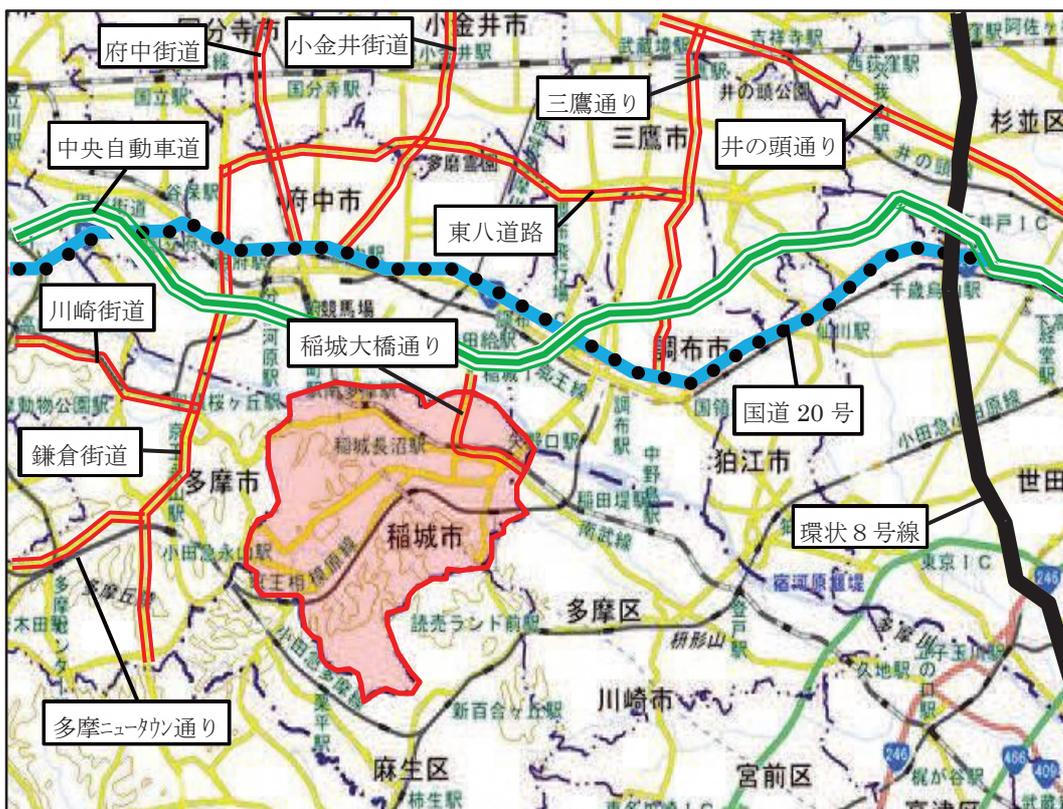
(多摩中央警察署)

イ 第二次交通規制の実施

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路*1(7路線)のほか、被災状況等に応じて緊急交通路*2(35路線)を指定し、災害応急対策に必要な緊急通行車両等の通行を確保します。

(多摩中央警察署)

稲城市周辺の緊急自動車専用路・緊急交通路



出典：国土地理院ウェブサイト【地理院タイル（標準地図）を加工して作成】

凡例	緊急自動車専用路*1	●●● (国道20号)・ (中央自動車道)
	緊急交通路*2	(都内35路線)

*1 緊急自動車専用路

人命救助・消火活動等に従事する緊急自動車（警察、消防、自衛隊等）及び道路点検車などの車両以外は通行できません。

*2 緊急交通路

災害応急対策に従事する車両（緊急自動車のほか、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外は通行できません。

警視庁 HP より抜粋（緊急自動車専用路・緊急交通路）

(2) 信号機の滅灯対策

幹線道路上の信号交差点に信号機用非常用電源設備（自動起動式発動発電機及びリチウム電池内蔵型信号制御機）を整備し、災害に伴う停電時における警察活動を支援します。

信号機用非常用電源設備は、停電時に警察官等の人手を介さずに自動的に信号機に電力を供給することができるため、警察官が各種活動に専念することが可能となります。

また、信号機用非常用電源設備は、大規模災害時だけではなく、長時間の停電時にも信号機への電力供給が可能であることから、交通の安全と円滑を図るために今

後も新規整備を推進するとともに、老朽化した設備の更新を進めます。

(多摩中央警察署)

(3) 救急活動等

ア 消防救助機動部隊の活用

震災時など大規模災害時においては、迅速かつ効果的な救助活動を行うため、救助工作車、高規格救急車を活用します。

(稲城市消防本部)

イ 民間患者等搬送事業者との連携

大規模な救急事象の発生時において、民間患者等搬送事業者との連携を図ります。

(稲城市消防本部)

(4) 災害への備えに関する広報啓発

大震災発生時における交通規制計画に基づいて「環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること」、「緊急自動車専用路等を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所又は他の道路に移動すること」等について、チラシやポスター、広報用DVD、警視庁ホームページ等の広告媒体を活用するなど、交通規制を周知徹底するための方策を推進します。

(多摩中央警察署)

